



2018年フォローアップ研修会

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター 認定事務局

研修内容

1. JAS 法施行規則他の改正について
2. 有機JAS規格の改正について
3. 2017年に見られた不適合事項について
4. 別表1 認定手数料の改訂について
5. 改正JAS法（2018年6月施行予定）について
6. 食品表示基準について
7. 情報提供

2

JAS法施行規則他の改正について

2016年6月のJAS法施行規則と関連する告示の一部改正について、前年度のフォローアップ研修会で説明を行ってきましたが、「**認定事業者がやるべきこと**」として特に、重要な部分について再度、説明します。

3

2016年6月の改正の概要

1. 認定生産行程管理者の認定基準の明確化
 - (1) 認定ほ場の取扱いの明確化
 - (2) 収穫された農産物の格付の可否の明確化
2. JAS流通品に対する信頼性の確保
 - (1) 有機JASマークへの認定番号記載の義務化
 - (2) 格付（表示）記録の保管期間の変更と規程への明記
 - (3) 出荷後にJAS規格不適合と判明した場合の対応の規定の義務化
3. その他
 - (1) 有機農産物の生産行程管理者に係る報告事項としてほ場面積を追加

4

一部改正された関連告示

- 有機加工食品の生産行程管理者の**認定の技術的基準**
- 有機農産物の小分け業者の**認定の技術的基準**
- 有機農産物の生産行程管理者の**認定の技術的基準**
- 有機加工食品の小分け業者の**認定の技術的基準**
- 有機農産物・有機加工食品の生産行程についての検査方法
- 飲食物品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

5

内部規程に定めるべき項目

生産行程の管理又は把握に係る記録（小分けの管理記録）の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

いつから、どのくらい保存するのか？

6

記録とその根拠書類の保管期間（その1）

消費期限又は賞味期限が定められたもので、その期限が1年以上である場合

⇒ 保存期間は、**格付の日**から**消費期限又は賞味期限までの期間**

消費期限又は賞味期限が定められたもので、その期限が1年未満である場合

⇒ 保存期間は、**格付の日**から**1年間**

起点日（いつから）を忘れずに

7

記録とその根拠書類の保管期間（その2）

消費期限又は賞味期限がないもので、出荷されてから消費するまでに通常要すると見込まれる期間が1年以上である場合（**玄米、大豆、麦類、荒茶などが該当**）

⇒ 保存期間は、**出荷の日**から**3年間**

消費期限又は賞味期限がないもので、出荷されてから消費するまでに通常要すると見込まれる期間が1年未満である場合（**精米、野菜、果物などが該当**）

⇒ 保存期間は、**出荷の日**から**1年間**

起点日（いつから）を忘れずに

8

格付規程（格付表示規程）に定めるべき項目

出荷後に有機農産物、有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかになった荷口への対応に関する事項

規程に「格付（格付表示）後の荷口の出荷又は処分に関する事項」に含めて定めている事業者がありますが、この内容は、別項として整備してください。

9

出荷後にJAS規格に不適合であることが明らかになる状況とは

- 使用した肥料などの資材が、使用後に使用禁止資材であると判明した場合、この資材使用したほ場から収穫し出荷した有機農産物は、JAS規格に不適合となります。
- 使用した原料が、使用後にJAS規格に不適合であると判明した場合、この原料で製造して出荷した有機加工食品は、JAS規格に不適合となります。
- 小分けした有機農産物又は有機加工食品が、小分け後にJAS規格に不適合と判明した場合、小分けし出荷した有機農産物又は有機加工食品は、JAS規格に不適合となります。

10

規程の作成ポイント（共通）

出荷後に有機農産物、有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

（作成ポイント、定めるべき内容等）

出荷後に不適合と判明した有機食品（有機農産物・有機加工食品）について、どのように対応するかを具体的に定める。

- 不適合品の特定（該当する食品、取引先、数量等）の手順。
- 取引先等への通知（有機食品でなくなった旨、有機JASマークの除去、在庫がある場合は有機食品として扱わない旨の要求、取引先等での対応についての報告）
- 出荷後の不適合品に対する取扱い（回収や処分）とその記録方法
- 認定機関への通知。

11

飲食物品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

《有機農産物の生産行程管理者》と《有機農産物の小分け業者》は、有機農産物に表示する有機JASマークに【認定番号】を表示する義務があります（原則）。

表示位置は、登録認定機関名の下側と定められました。なお、認定番号の文字の高さ、色等に、定めはありません。ゴム印（スタンプ）手書きも可。



12

認定番号表示義務の例外

(5) 認定番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物の生産行程管理者、有機農産物の小分け業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。【関係法令】食品表示基準 など

条件を満たせば、認定番号の表示を省略することが可能

【資料1】13p参照 13

荒茶について

有機農産物の生産行程管理者は、特例として《荒茶》への格付表示が可能です。また、《荒茶》は加工食品なので、販売する際には、加工食品の表示基準に従い表示を行う必要があります。

なお、加工食品については、認定番号の義務はありません。ただし、生葉で出荷する場合はJASマークに認定番号の表示が必要です。

15

JASマークへの認定番号の表示（経過措置）

告示の一部改正に伴い、有機農産物に表示するJASマークには、原則《認定番号》を表示することが義務となりました。経過措置期間が2018年5月31日に終了しますので、6月1日以降に使用するJASマークには、登録認定機関名の下に《認定番号》を表示しなければなりません。認定番号の表示については、経過措置期間内に必ず対応してください。

16

認定に係る面積の報告

有機農産物の生産行程管理者は、平成29年度から、格付実績報告書と併せて、認定に係る面積（毎年3月31日時点で認定されている面積）を報告することが義務となりました。

今後は、前年度の格付実績報告書と併せて、認定に係る面積の報告（毎年3月31日時点）を行ってください。

17

認定に係る面積の報告の注意点

- グループで認定を受けている事業者は、グループ全体をまとめて報告する。各農家がばらばらに報告しないでください。
- 認定に係る面積は、認定事項一覧に記載されている面積をもとに作物区分ごとに算出する。取下げたほ場について、3月31日時点で、最新の認定事項一覧に、取下げたほ場の記載がある場合は、その面積を報告に含めてください。
- 報告は、所定の書式を使用してください。認定事項一覧をコピーして提出しても報告にはなりません。

18

作物区分

- 【田】 たん水設備（けい畔など）とこれに所用の用水を供給しうる設備（用水源・用水路）を有する耕地をいう。
- 【畑】 田以外の耕地をいい、通常、畑とよばれている普通畑のほか、樹園地及び、牧草地を含む。
【普通畑】 畑のうち樹園地及び牧草地を除いた畑。
- 【樹園地】 果樹、茶などの木本性作物を1a（アール）以上、集团的（規則的、連続的）に栽培する畑をいう。なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。
- 【牧草地】 牧草の栽培を専用とする畑をいう。
- 【その他】 きのか栽培における採取場等

19

JASマークの登録認定機関名の略称

JASマークの下部に表示する登録認定機関名の略称について、現在、当センターでは、以下の3つを農林水産省に登録しています。

- ◆（財）自然農法センター（**本年12月取下げ予定**）
- ◆（公財）自然農法センター
- ◆ 自然農法センター

20

（財）自然農法センターの略称の登録取下げ

この3つの略称のうち「（財）自然農法センター」について、**2018年12月末日**を目途に登録を取下げを決定しました。
取下げ理由として、

- ◆ 当センターは2012年4月1日に公益財団法人に移行している。
- ◆ 公益法人法改正（2008年12月）から今年で10年になり、現在「（財）」を使用している組織が見られない。
- ◆ 当センターが公益財団法人となって、今年4月で6年になる。

21

JASマークの改版

2019年からは、略称として「（財）自然農法センター」は使用できなくなります。現在、この略称を使用している認定事業者は、認定番号の表示の義務化への対応と併せて、JASマークの改版等を行ってください。

JASマークの改版時は、事前に認定事務局へ改版内容の確認を行ってください。

22

有機JAS規格の改正について

有機農産物の日本農林規格と有機加工食品の日本農林規格が**2017年3月27日**に改正され、**同年4月26日**に施行されました。

23

有機農産物の日本農林規格（改正点）

第3条に「化学的処理」を追加
第4条の「ほ場の項」と「栽培場の項」の基準に加筆
第4条の「スプラウト類…使用する種子の項」の基準に加筆
第4条の「栽培場における栽培管理の項」の基準に加筆と一部削除
第4条の「収穫…収以降の工程に係る管理の項」の基準に変更
別表1に「油かす類」を追加
別表1の「泥炭」の基準に加筆
別表1の「その他の肥料及び土壌改良資材」の基準に一部削除
別表2に「調合油乳剤」と「次亜塩素酸水」を追加
別表4に「ゼラニウム抽出物」と「シトロネラ抽出物」を追加
別表5の「エチレン」の基準に加筆
別表5に「ミツロウ」を追加

【資料1】15p参照

24

有機加工食品の日本農林規格（改正点）

第3条に「化学的処理」を追加
第4条の「製造…その他の工程に係る管理の項」の基準に加筆
別表1に「炭酸水素ナトリウム」の基準に加筆
別表1の「レシチン（植物レシチン…）」の（ ）内に加筆
別表1の「次亜塩素酸水」の基準に加筆
別表1に「粉末セルロース」を追加
別表2に「ゼラニウム抽出物」「シトロネラ抽出物」を追加

【資料1】25p参照

25

2017年に見られた不適合事項について

- 担当者になっていない者が格付（表示）業務を実施していた。
- 使用している苗の適合確認が不十分なまま使用されていた。
- 浄化水田が適切に設置されないまま栽培がおこなわれていた。
- 栽培に使用している資材の適合確認を定期的の実施していなかった。

26

格付（表示）担当者の役割

生産行程管理者の格付担当者は、格付業務（生産行程の検査の実施、合格品への格付表示及び名称表示等）全般に責任を負う担当者です。

小分け業者の格付表示担当者は、格付表示業務（小分け行程の確認の実施、確認済み品への格付表示及び名称表示等）全般に責任を負う担当者です。

担当者になるためには、講習会の受講などの資格要件を満たした上で、認定事務局に届出し、担当者として認められる（登録する）必要があります。

担当者不在で格付（表示）業務はできません！

27

使用する苗の適合確認は事前に！

自身で育苗しない場合、外部から入手する苗は、必ず事前に適合確認を行う。

- 有機の苗（証明できる書面と根拠書類の入手）
- 使用禁止資材を使用されていない苗（証明できる書面と根拠書類の入手）
- 慣行の苗（以下の2点の確認が必要）
 - ・慣行苗を使用できる条件を満たしているか。
 - ・慣行苗が、植え付け後にほ場で持続的効果を示す（別表1、2以外）化学的に合成された肥料及び農薬が使われていないこと。

【資料1】31p参照

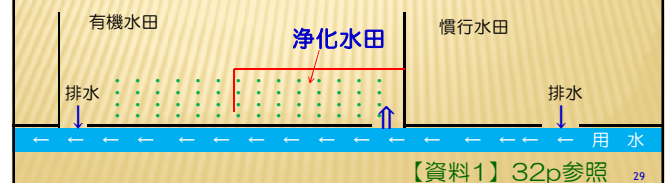
28

浄化水田の適切な設置を！

資料「浄化水田についての考え方」【4.①の補足】

4.①浄化水田は、畔シートや内畔等で本田と明確に区切る必要があります。

【補足内容】



【資料1】32p参照

29

日付の古い資材証明書で適合を確認できるか？

過去には、資材証明書の記載内容の不備や瑕疵により、使用後に不適合資材と判断される資材がありました。

事前に、資材証明書により、適合確認した資材であっても、その後原材料や製造工程が変更される場合があります。よって、資材証明書も定期的に取得し直して、適合確認を再度行う必要があります。

毎年、取り直す必要はありませんが、毎年、使用する前に証明書を発行したメーカーに証明書の記載事項に変更がないか確認する必要があります。その際、変更ないことを確認した旨、メーカーの担当者氏名及び確認した日を記録しておいてください。

3年を超える古い日付の証明書で適合確認はしません。

31

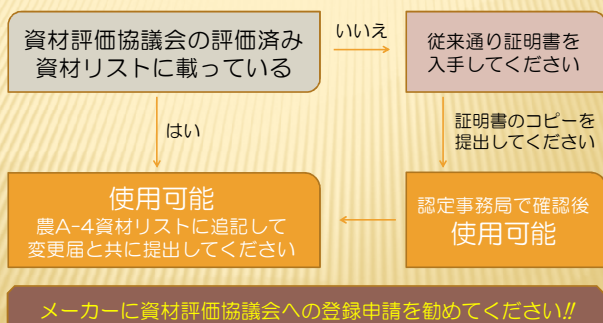
資材の評価を適切に行うとは!!

1. 使用したい資材が見つかる。
2. 適合性評価済み資材リスト確認する。
3. 資材メーカーより必要事項が確認できる資材証明書などの書面を入手する。
4. 使用可能かどうか自己チェックする。
5. 登録認定機関に使用可能かどうか確認を依頼する。
6. 登録認定機関から確認結果「可否」の連絡を受ける。

登録認定機関で適合確認が終わるまで新規資材は使用しない!!

32

新しく使う資材の確認方法（現在）



33

適合性評価済み資材リストへの対応

- ★有機JAS資材評価協議会による適合性評価済み資材リストに掲載されている資材は、証明書入手を不要とします。
- ★肥料及び土壌改良資材リスト（農A-4）には、**適合性評価済み資材リストの確認日と登録番号（JASOM-000000）**を記載してください。
- ★適合性評価済み資材リストに記載されていない資材やこのリストから外れた資材は、従来通り、事業者が証明書を入手し、認定事務局に提出することを基本とします。

34

20140215版

★農A-4 肥料及び土壌改良資材リスト（1枚目） 2013年12月15日作成 確認者：自農本部
我々は本リストに記載した資材のみを用いて肥地管理等を行う事を報告します。下記内容を変更する場合は事前に報告します。

No.	資材の正式名称 (愛称、略称等)	製造メーカー名	資材証明書の年月日 (資材リストを確認した日)	農A-4記載 年月日	使用目的	備考(標準使用量等)
1	鳥糞希釈水5号 (鳥糞希)	〇〇肥料商	2012.10.10	2012.11.23	自家製資材ボタンの原料	
2	なつと追肥用米 (追肥)	株式会社〇〇	2012.10.21	2012.11.23	自家製資材ボタンの原料	
3	S&S 園 (S&S)	〇〇園芸研究所	2012.11.15	2012.11.23	自家製資材ボタンの原料	
4	緑 家	〇〇肥料商	2012.11.20	2012.11.23	自家製資材ボタンの原料	
5	〇〇有機資材希釈水 (〇〇希)	〇〇給土販売所	2013.2.10	2013.2.20	育苗用土	
6	牛ふん堆肥 (牛ふん堆)	▼▼牧場	2013.2.15	2013.2.20	元肥	年間0.5~1t/10a
7	牛ふん堆肥 (牛ふん堆)	〇〇牧場	2013.2.19	2013.2.20	元肥	年間0.5~1t/10a
8	ホーバーク草 (ホーバーク草)	ババ草園芸	2013.8.15	2013.8.20	追肥	必要時に散布(500~1000株/ha)
9	★★★グリーン	★★★製造所	2013.12.10	2013.12.15	土壌改良 元肥	年間1~2t/10a 登録番号 JASOM-1304〇〇〇
10						

※育苗に使用する土、ほ場での肥地管理や土壌改良等に使用する資材を記載して下さい。自家製造資材がある場合は、その原料をこのリストに記載し、製造方法を「自家製資材の製造方法」に記載して提出して下さい。資材を追加する場合は、必ず事前に資材証明書を取得し、附随にその資材の適合性の確認を確証してから使用して下さい。適合性評価済みの資材はこのリストへ記載し、変更届と共に提出して下さい。米糠や飼料は外部入手のものでも資材証明書の取得は不要です。
※別添JAS資材評価協議会の適合性評価済み資材リストに記載されている資材は、有権管理で使用が可能です。これらの資材を使用する際は、その資材をNo.9の記載欄を参照して記載を行い、変更届と共に提出して下さい。
※「農A-4記載年月日」は本リストに「資材」を記載した日を記入して下さい。
※このリストが複数枚になる場合は何枚目かを必ず記入して下さい。

公益財団法人 自然農法園圃研究開発センター

資材証明書の補足書類

メーカーより資材の証明書を取得する際は、以下の補足書類も併せて取得し、認定事務局に、証明書のコピーと併せて提出してください。認定事務局で資材の適合確認をする際に参考にします。

- 肥料登録証や届出書（肥料登録又は届出をしている資材の場合）
- 肥料成分(NPK)が分かる書類（成分保証票、成分分析表など）
- 資材の特徴や使い方などが記載されたパンフレット

36

資材に関連した情報提供

【告示改正（特殊肥料）】

凝集促進材が使用された動物の排せつ物を原料とする肥料を特殊肥料として取扱う。

これまで、動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする肥料については、肥料取締法に基づき「普通肥料」として法定規格が設定されていたが、先般、特定の凝集促進材(※)が使用された動物の排せつ物を原料とする肥料を「特殊肥料」として取扱う旨の告示の改正が行われました(2017年10月16日告示、同年11月15日施行)。

なお、肥料取締法上、これら凝集促進材の使用については、表示されることとはなっており、また、動物の排せつ物も、原料表示において「汚泥」とは記載されません。このため、動物の排泄物を使用した肥(特殊肥料)は、**今後は化学的に合成された凝集剤が使用されている可能性があり、これを肥料取締法上の表示で確認することはできません。**

37

堆肥の適合を確認する際に必要な情報（凝集促進材の使用の有無）

※特殊肥料として扱われる動物の排せつ物を原料とする肥料に使用可能な凝集促進材

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

これらは化学的に合成された物質であり、これらを使用して製造された堆肥は、使用不可となります。

38

別表1 認定手数料の改訂について

2017年9月10日に別表1手数料一覧を改訂しました。

2018年4月1日より改訂した別表1に基づき、手数料の請求を実施します。

【資料1】33p参照 39

別表1の改訂内容について

● 税の表記の変更（税込表記 ⇒ 税別表記）

理由：税率の変更に影響を受けないようにするため

● 同時に2つ以上の認定を受けている事業者への 減免（手数料の割引）措置の廃止

理由：検査員の負担軽減と不公平感の是正のため

⇒ 今後は原則、一緒に年次調査を行わない

40

今後の別表1の改訂について

認定事務局では、更なる業務の効率化及びより公平な手数料負担を目的とし、別表1の改訂を進めます。

2018年秋頃の改訂、2019年4月1日運用開始を目指して手続きを進め、認定事業者の皆さまへは、別表1を改訂した段階で、その内容をお伝えします。

41

今後の別表1の改訂の方向性について

- ①フォローアップ研修会の受講料（3,000円/1人）を無料とし、認定手数料の基本料（単独認定対象）や農家加算（グループ認定対象）に3,000円を加算する。
- ②有機農産物の生産行程管理者の基本料について、グループ認定の場合の減免措置（2～4軒が25,000円、5～7軒が35,000円）を廃止して、一律50,000円とする（金額はいずれも税別）。

42

改正JAS法について

農林物資の規格化等に関する法律（通称：JAS法）の一部を改正する法律が2017年6月16日に成立し、同年6月23日付けで公布されました（公布から1年以内の施行）。

この改正により、法律の題名も「**日本農林規格等に関する法律**」とされました。

■改正の趣旨

今回のJAS法改正は、取引の円滑化、ひいては輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、JAS規格の国際化の推進を図るものです。

43

改正JAS法の概要

- JAS規格の対象は、モノ（農林水産物・食品）の品質に限定されていましたが、モノの「生産方法」（プロセス）、「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」などに拡大。
- 産地・事業者の強みのアピールにつながるJAS規格が制定・活用されるよう、JAS規格案を提案しやすい手を整備。
- JAS規格の対象拡大に伴い、現行の認証の枠組みを拡充するとともに、国際基準に適合する試験機関を農林水産大臣が登録する登録試験業者制度を創設。また、この場合、広告、試験証明書等にJASマークを表示することができるなど、**新たなJAS規格に対応したJASマークの表示の枠組みを整備。**
- 産地・事業者の創意工夫を生かしたJAS規格の活用が図られるよう、(1)JAS制度の普及、(2)規格に関する普及・啓発、専門人材の育成・確保及び国際機関・国際的枠組みへの参画等を国及びFAMICの努力義務として明確化。

【資料2】参照 44

JAS制度の見直し方向～JASを活用した輸出力の強化

○ 海外展開が課題となる中、食文化や商慣行が異なる海外市場において、その産品に馴染みのない取引相手に日本産品の品質や特色、事業者の技術や取組などの「強み」を訴求するには、規格・認証の活用が重要かつ有効。

○ 海外取引の円滑化、輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備。これを足掛かりとする国際標準化も推進。

取引における規格・認証の活用

➢ 海外取引では、価値観、文化、商慣行が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を規格・認証により担保。

➢ 各国では、多様な規格を制定し、海外との取引に活用。これらの国際規格化も推進。

ブラチン
（ベトナム）
独特の臭気をもつ
マレーシアの伝統調味料。
マシリン等に用いられる。

◆マレーシアにおけるブラチンの規格

原材料：新鮮なエビ又は小エビ、食塩
製法：塩発酵の上、ペースト化
成分：塩分15%以上、たんぱく質25%以上、水分40%以下 など

海外で知られていない食品の説明の後ろ盾として規格を用い、確かなものであることを担保

現行のJAS制度

JAS (Japanese Agricultural Standard) (日本農林規格)

➢ 農林水産品や食品の品質に関する規格を農林水産大臣が制定。第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度。

➢ JAS規格は、サプライヤーの品質管理基準、バイヤーの調達基準等に採用。商談では、サプライヤーは説明や証明の後ろ盾として、バイヤーは取引決定の判断材料として活用。

海外取引におけるJASの活用

➢ 海外に馴染みのない日本の産品や事業者の取組であっても、JAS規格の制定・活用により、説明や証明、信頼の獲得が容易に。

➢ 我が国の「強み」をJAS規格として定めて取引に活用すれば、海外へのアピール力が向上し、輸出力の強化に寄与。我が国に有利に働く国際標準化への足掛かりにも。

強みのアピールにつながる多様なJAS規格の制定

○ 現行のJAS規格の対象は、モノ（農林水産品・食品）の品質のみ。

○ 今回の改正により、強みのアピールにつながる多様な規格を戦略的に制定・活用し得るよう、モノの生産方法、試験方法、事業者による取扱方法など、「モノ」から「方法」、それを満たす「事業者」まで広く対象に。

現行

モノの品質の規格
一定の原材料、成分等を満たす産品の基準

✓ いくちしようゆのJAS規格例
◆ 原材料：大豆、麦、食塩等のみ
◆ 全窒素分：1.50%以上(特級) 1.35%以上(上級) 1.20%以上(標準)

モノの生産方法の規格
一般的な方法により生産される産品の基準

✓ 例えば、伝統的な抹茶をアピールするため、我が国では一般的な製法を規格化

事業者による取扱方法の規格
一定の方法により生産、保管・輸送、販売等を行う事業者の基準

✓ 例えば、鮮度をアピールするため、定温保管・輸送方法を規格化。能力を有する事業者を認証

モノに関する試験方法の規格
特定の成分などの測定、分析方法を公定化するもの

✓ 例えば、魚に臭みが出ない養殖技術をアピールするため、臭み成分の統一した測定・分析方法を規格化

生鮮品など品質が変化するもの、ノウハウなどのオープンにできない秘伝や営業秘密が絡むものにも規格を活用したアピールの途。

国際的に通用する規格・認証の活用

○ ビジネスニーズを反映し、強みのアピールにつながるJAS規格が制定・活用されるよう、事業者・団体、産地・地域から規格案を提案しやすい手続を整備。

○ 併せて、国際的に通用する認証取得と認証内容が分かりやすいJASマーク表示により、取引先への訴求力を向上。

民間発の規格制定の流れ

➢ 案件ごとに、事業者、業界団体、研究機関、自治体、学識経験者等に加え、農林水産省の各関係部局からなる官民連携の体制で対応。規格の検討の初期段階から国際化を視野。

規格化の相談受付
窓口：
・農林水産省食料産業局JAS課
・(独)農林水産消費安全技術センター

官民連携の体制で対応

規格化が適切な場合

基本戦略の設定
➢ 目標の設定
➢ 検討の進め方（活用する国際的枠組、支持層作りを含む） など

規格案の作成
➢ 技術的データの収集
➢ 関係者間の調整
➢ 日英両語による規格案作成 など

JAS規格化

国際化

※ 国際化対応がない場合もあり得る

アピール内容が分かるJASマーク表示

➢ 規格に合っていることを国際的に通用する手続により認証・証明。

➢ 海外の消費者も、一見して認証内容が分かる標語をマークに表示。

【現行】 JAS 認定機関名

【見直し後】 (イマーク) JAS 認定機関名

※ 英語表記にも対応 Organic JAS Certification Body

国際的に通用する認証の枠組み

○ JAS規格の認証は、国際的に広く用いられている国際標準化機構（ISO）で定める枠組みに準拠。JAS規格の対象の拡大に対応して認証の枠組みを拡充。

○ JASを足掛かりとする国際規格について、国内事業者が他国に先行して認証を取得できることが重要。このため、JASの審査を行うFAMICが、国際規格の認証機関を認定し、国内事業者が認証を取得しやすい環境を整備。

< 現行 >

JAS規格 (モノの規格)

農林水産大臣 (FAMICが審査)

登録

認証機関

認証

事業者

モノに表示

< 見直し後 >

JAS規格 (モノ、事業者、試験方法の規格)

農林水産大臣 (FAMICが審査)

登録

登録

国際規格化 (ISO規格など)

FAMIC

国際規格の認証を行える機関として認定

認証機関

試験所

証明書に表示

※ 試験方法が規格化された場合にその方法による試験結果を提供

他国の事業者に先行して国際規格の認証を取得

JAS法の改正に伴う有機JASへの影響

- いろいろなJAS規格ができることから、JASマークの統合（有機JASマークは残る）と上部に規格が何かを示す「標語」を記載することになります。



- 「認定」⇒「認証」へ「登録認定機関」⇒「登録認証機関」に呼び方が変わります。

食品表示基準について

- 食品表示基準の経過措置について
- 栄養成分表示（加工食品）
- 製造所固有記号（加工食品）
- 原料原産地表示（加工食品）

食品表示基準の経過措置について

2015年4月1日に施行された食品表示法では、消費者等に販売される全ての食品に食品表示が義務付けられています。表示は、**食品表示基準（2015年4月1日施行）**に基づき表示する必要があります。この基準に基づく表示について、生鮮食品が2017年9月30日、加工食品が2020年3月31日まで義務が猶予（経過措置）されています。生鮮食品の経過措置は終了していますが、加工食品は経過措置期間終了までに対応が必要になります。

53

栄養成分表示（加工食品）

容器包装に入れた消費者向けの加工食品には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量の表示が必要です。

ただし、消費税を納める義務が免除される事業者（課税売上高が1,000万以下の事業者又は小規模企業者〔概ね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者〕）が販売するものについては、栄養成分の量及び熱量の表示が免除される。

54

製造所固有記号（加工食品）

「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」は、原則として「**同一製品**」を「**二つ以上の製造所**」で製造している場合に、製造者又は製造者と販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有記号による表示をすることができる。

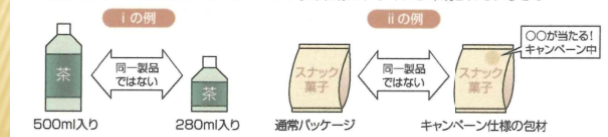
55

同一製品とは

同一の規格で同一の包材を使用した製品であること。

【同一製品に該当しない例】

- i 原材料及び添加物の配合が同一であるが、内容量が異なるもの
- ii 通常パッケージと異なり、キャンペーンや季節仕様のデザインが印刷されているもの



56

二つ以上の製造所について

原則として、

- i. 自社の2以上の工場で製造している場合（事項名は**製造者**）
- ii. 他社に製造を委託して2以上の工場で製造している場合（事項名は**販売者**）
- iii. 自社の工場と他社に製造を委託した工場で、併せて2以上の工場で製造している場合（事項名は**製造所固有記号を使用する場合に限り省略可**）



57

原料原産地表示（加工食品）

全ての加工食品について、原材料の産地表示が必要になりました。この制度は2017年9月1日に始まり、2022年3月31日までは、準備のための猶予期間が設けられています。

原則の表示方法：**国別重量順表示**

新たな表示方法：①**製造地表示**

②**又は表示**

③**大括り表示**

58

基本的な表示の見方

その商品の内容を表示する一般的な名称が表示されます。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

使用された原材料が量の多い順に表示されます。

消費期限や保存方法が表示されます。

内容量はグラムやミリリットルなどの単位を明記して表示されます。

名 称	牛蒡合焼肉
原材料名	牛肉 (オーストラリア、ニュージーランド)、豚肉
内 容 量	100g
消費期限	30.9.30
保存方法	4℃以下で保存
加 工 者	〇〇株式会社 東京府千代田区霞が関〇〇-〇-〇

59

その他の表示は
【早わかり食品表示ガイド】参照

原則表示

製造地表示の国別重量表示



名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、...

（小麦）はオランダ産

表示の意味

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

加工食品に使われた生鮮食品の産地を表示

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉、...
原料原産地名	ガーナ（カカオ豆）、インドネシア（カカオ豆）

（小麦）はオランダ産

表示の意味

チョコレートに使われたカカオ豆の産地が、「ガーナ」、「インドネシア」であることを意味しています。
カカオ豆は、「ガーナ」及び「インドネシア」産が多く使用されています。
チョコレートがガーナやインドネシアで作られたという意味ではありません。

64

環境保全型農業直接支払交付金の対象となる
にはGAPの取組みが必要となる。

【資料1】 34p参照

61

Good Agricultural Practice (GAP) について

Good Agricultural Practice (GAP) とは、安全な食品生産と取引に関与し、農産物の生産と流通の安全を確保するための実践的なガイドラインです。

GAPの実施は、①食品の安全、②消費者の健康、③労働者の安全、④環境の保護、⑤経済的持続可能性の観点から必要とされています。

国際食品生産と取引の安全確保

環境保全型農業に取り組みながら安全な食品を生産・流通させるために、環境保全型農業とGAPの両方を推進し、農産物の安全と品質を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

GAP実施のイメージ

農産物の収穫はどのように？
収穫から加工・流通まで一貫してGAPを実施する

① 計画しよう！
農産物の生産・流通のイメージを明確にする

② 改進黨しよう！
GAP実施の効果
・ 農産物の安全性を確保
・ 消費者の健康と安全を確保
・ 農産物の品質を向上させる
・ 農産物の流通を促進させる

③ 確認しよう！
計画通りにうまくいっているか？

環境保全型農業とGAPの両方を推進するイメージ

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

環境保全型農業とGAPの両方を推進するイメージ

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

環境保全型農業とGAPの両方を推進するイメージ

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。

環境保全型農業とGAPの両方を推進することで、農産物の安全性を確保し、消費者の健康と安全を確保することを目指しています。